

## 実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制の整備をすること
--------------	---

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VIII	障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
施策目標	1-1	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
※重点評価課題（障害者自立支援におけるきめ細かな対応）		
個別目標 1	地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること	
(主な事務事業) ・グループホーム・ケアホームの充実 ・訪問系サービスの充実 ・日中活動系サービスの充実		
個別目標 2	障害者の一般就労への移行支援や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること	
(主な事務事業) ・就労移行支援事業の充実 ・訪問系サービスの充実 ・就労継続支援（A型）事業の充実 ・工賃倍増計画支援事業 ・目標工賃達成加算		
個別目標 3	サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること	
(主な事務事業) ・コミュニケーション支援事業 ・相談支援事業		
個別目標 4	自立を支援する医療体制を整備すること	
(主な事務事業) ・精神科救急医療センター事業 ・自立支援医療費の支給		
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 障害者に対するサービスの計画的な整備、就労支援の強化、地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。		
2 根拠法令等 ○障害者自立支援法（平成17年法律第123号）		

○地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号） 等	
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部企画課
関係部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

## 2. 現状分析

平成18年10月より障害者自立支援法を完全施行し、施設・事業体系の再編や就労支援策の充実等の抜本的改革を行った。（別添参照）同法における利用者負担については、原則一割の負担ではあるが、月額負担上限の設定や、収入・預貯金の少ない方に対するきめ細やかな配慮措置を講じている。施行後においては、利用者負担に対する意見を踏まえ、本改革をより円滑に推し進めるための様々な措置を講じているところであり、今後とも、就労支援や地域移行などを中心とした、法の趣旨に即した取組を進めていく必要がある。

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）						
1	グループホーム・ケアホームの月間の利用者数（単位：万人） （4.5万人以上/平成19年度）	2.4 【-】	2.8 【-】	3.4 【-】	3.7 【-】	今後集計予定
2	訪問系サービスの月間の利用時間数（単位：万時間） （376万時間以上/平成19年度）	-	-	-	316 【-】	今後集計予定
3	日中活動系サービスの月間のサービス提供量（単位：人日分） （713万人日分以上/平成19年度）	-	-	-	637 【-】	今後集計予定
4	一般就労への年間移行者数（単位：万人） （0.9万人以上/平成23年度）	0.2 【-】	-	0.2 【-】	-	-
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。 また、平成17年度以前は、「新障害者プラン関係実績調査」（社会・援護局障害保険福祉部企画課調べ）によるものであり、「グループホーム」の各年度の数値である。 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。</li> <li>指標2は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。 また、平成17年度以前は、「訪問系サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。</li> <li>指標3は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。 また、平成17年度以前は、「日中活動系サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。</li> <li>指標4は、平成15年度は「社会福祉施設等調査」（大臣官房統計情報部調べ）により、平成17年度は「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」（社会・援護局</li> </ul>						

障害保健福祉部企画課調べ) によるが、平成16、18、19年度は調査を実施していない。当該指標については、その調査実施の要否や、実施するとした場合の調査方法等も含め、今後検討する。

#### 施策目標の評価

##### 【有効性の観点】

障害者自立支援法の施行により、一般就労への移行を支援する就労移行支援事業を創設するなど日中活動系サービスを充実などの体制整備を進めるとともに、地域における生活の場としてグループホーム・ケアホームの整備の充実させるなどの施策を実施している。これらの施策により、障害者の地域における自立を支援し、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図っている。

##### 【効率性の観点】

各市町村・都道府県においては、障害者等の数やその障害の状況等地域の実情を踏まえて作成した障害福祉計画において数値目標を設定し、一般就労に移行するための基盤整備や地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの整備など障害福祉サービスの計画的な整備を計画的・効率的に進めている。

また、地域の障害者の実情やニーズに即した社会参加を促進するための支援として、地域生活支援事業をメニュー事業として実施している。

##### 【総合的な評価】

各市町村・都道府県においては、障害者自立支援法に基づき障害者等の数やその障害の状況等地域の実情を踏まえて作成した障害福祉計画をもとに、障害者の地域での生活基盤等の整備が効率的に進められており、この結果、グループホーム・ケアホームの利用者数が毎年着実に増加している。

また、障害者や事業者のおかれている状況を踏まえ、平成19年度中に、①低所得者を中心として利用者負担の負担上限額の更なる引き下げ等の利用者負担の見直し、②通所サービスにかかる単価の引き上げ等の事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備にかかる財政支援といった内容を盛り込んだ「障害者自立支援法の抜本の見直しに向けた緊急措置」を決定、平成20年度に向けて予算措置を行ったところである。

これらの取り組みにより、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価できる。

(※太字部分は重点評価課題該当部分)

## 4. 個別目標に関する評価

個別目標 1						
地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	グループホーム・ケアホームの月間の利用者数（単位：万人） （4.5万人以上／平成19年度） ※施策目標に係る指標1と同じ。	2.4 【－】	2.8 【－】	3.4 【－】	3.7 【－】	今後集計予定
2	訪問系サービスの月間の利用時間数（単位：万時間） （376万時間以上／平成19年度） ※施策目標に係る指標2と同じ。	－	－	－	316 【－】	今後集計予定
3	日中活動系サービスの月間のサービス提供量（単位：万人日） （713万人日分以上／平成19年度） ※施策目標に係る指標3と同じ。	－	－	－	637 【－】	今後集計予定
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。 また、平成17年度以前は、「新障害者プラン関係実績調査」（社会・援護局障害保険福祉部企画課調べ）によるものであり、「グループホーム」の各年度の数値である。 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。</li> <li>・指標2は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。 また、平成17年度以前は、「訪問系サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。</li> <li>・指標3は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。 また、平成17年度以前は、「日中活動系サービス」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。 なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。</li> </ul>						
個別目標1に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
<p>障害者自立支援法に基づき、各市町村・都道府県においては、障害者等の数やその障害の状況等地域の実情を踏まえて作成した障害福祉計画をもとに、障害福祉サービスの計画的な整備を図っていくこととしており、障害者の地域での生活基盤等の整備が効率的に進められる。</p> <p>平成19年度においては、平成18年度に引き続き「障害者自立支援法円滑施行特別対策」の一事業として、ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等へ必要な改修工事に要した費用に対する助成を行う事業を実施し、基盤整備の促進を図ったところ。</p> <p>各指標の平成19年度の数値は、平成20年度内に集計する予定であるがグループホーム・ケアホームについて、障害者自立支援法施行前の現行制度に準じた指標と平成18年度の数値を比較すると、利用者は着実に増加しており、サービスが着実に浸透していると評価できる。</p>						

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	グループホーム・ケアホームの充実
平成19年度 予算額	介護給付・訓練等給付費445,462百万円の内数 (補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要：グループホーム(共同生活援助)は、主に夜間に、共同生活を行うのに支障がない障害者に対して、共同生活を行う住居において、相談など日常生活上の援助を行う。 ケアホーム(共同生活介護)は、主に夜間に、障害者に対して、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡など日常生活上の支援を行う。	
事務事業名	訪問系サービスの充実
平成19年度 予算額	介護給付・訓練等給付費445,462百万円の内数 (補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要：訪問系サービスについては、以下のとおりである。 ①居宅介護 障害者等に対して、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言など生活全般にわたる援助を行う。 ②重度訪問介護 重度の肢体不自由者に対して、居宅介護における援助及び外出時における移動中の介護を総合的に援助を行う。 ③行動援護 知的又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、当該障害者等が行動する際に必要な援助を行う。 ④重度障害者等包括支援 常時介護を要する重度の障害者等に対して、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所等の障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。	
事務事業名	日中活動系サービスの充実
平成19年度 予算額	介護給付・訓練等給付費445,462百万円の内数(補助割合：[国1/2][市町村1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要：日中活動系サービスについては、以下のとおりである。 ①生活介護 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供する。 ②自律立訓練(機能訓練・生活訓練) 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。 ③就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 ④就労継続支援(A型=雇成型、B型=非雇成型) 一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び	

能力の向上のために必要な訓練を行う。

個別目標 2						
障害者の一般就労への移行支援や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	一般就労への年間移行者数(単位:万人) (0.9万人以上/平成23年度) ※ 施策目標に係る指標4と同じ。	0.2 【-】	-	0.2 【-】	-	-
2	授産施設等の平均工賃月額(単位:円) (平成18年度平均工賃の2倍以上/平成23年度)	-	-	-	12,222 【-】	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、平成15年度は「社会福祉施設等調査」(大臣官房統計情報部調べ)により、平成17年度は「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるが、平成16、18、19年度は調査を実施していない。</li> <li>・指標2は、平成18年度「工賃(賃金)実績の報告について(依頼)」(社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)によるが、平成19年度の数値は現在集計中であり、平成20年度内に公表予定である。なお、平成17年度以前の数値は把握していない。</li> </ul>						
【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/10/h1031-4.html">http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/10/h1031-4.html</a>						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	就労移行支援の利用者数(単位:人日分) (29.2万人日分以上/平成19年度)	-	-	-	62,255 【-】	今後集計予定
2	就労継続支援の利用者数(単位:人日分) (83.1万人日分/平成19年度)	-	-	-	29,264 【-】	今後集計予定
3	目標工賃達成加算適用事業所数(単位:か所) (前年度以上/毎年度)	-	-	-	-	今後集計予定
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1及び2は、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものであり、平成19年3月の月間の数値である。 また、平成17年度以前は、「就労移行支援」、「就労継続支援」に当たるものとして比較対照可能な数値を示すことはできない。なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。</li> <li>・指標3は、目標工賃達成加算が平成19年度から適用されるものであるため、平成18年度以前の数値は記載できない。なお、平成19年度の数値は、平成20年度内に集計予定である。</li> </ul>						

個別目標2に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）	
<p>障害者が経済的にも地域で自立した生活を送るため障害者の就労支援を充実強化するとともに、福祉施設等で働く障害者の工賃水準の引上げを行うことが有効なものである。そこで、平成19年度においては、</p> <p>①障害者の就労支援の観点から授産施設等に仕事を発注した企業に対する課税の特例措置として、障害者の「働く場」に対する発注税制促進を創設し、</p> <p>②また、地方公共団体の随意契約できる範囲として、役務の提供を受ける契約を追加するなどの取組を行った。</p> <p>なお、就労移行支援及び就労継続支援に関する平成19年度の数値は今後集計予定である。</p> <p>また、平成19年度の授産施設等の平均工賃月額が集計中であるが、平成19年度においては、「成長力底上げ戦略（基本構想）」（平成19年2月15日成長力底上げ戦略構想チーム）に基づき、各都道府県において、工賃の倍増を図るための工賃倍増5か年計画を策定したところである。国においては、「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針」（平成19年7月6日障発第0706004号）を策定するとともに、工賃倍増5か年計画に基づき実施する事業に対して支援する工賃倍増計画支援事業を実施するなど、各都道府県において円滑に取組が進められるよう必要な支援を行ったところである。</p> <p>なお、工賃倍増5か年計画では、各事業所において、民間企業の技術、ノウハウ等を活用し、経営コンサルタントや企業OBの受入れによる経営改善や企業経営感覚の醸成を図るとともに、一般企業と協力して商品開発や市場開拓を行うこととしており、官民一体となったより効果的な取組みを実施できるものと考えられる。</p> <p>一般就労への年間移行者数については、平成19年度は調査は実施していないが、以上のような取組みを踏まえると、今後、着実に効果が現れてくると考えている。</p>	
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	就労移行支援事業の充実
平成19年度 予算額	介護給付・訓練等給付費445,462百万円の内数 (補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者に対し、一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就職後の職場定着支援を実施する。
事務事業名	日中活動系サービスの充実
平成19年度 予算額	介護給付・訓練等給付費445,462百万円の内数(補助割合：[国1/2][市町村1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	日中活動系サービスについては、以下のとおりである。 ①生活介護 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供する。 ②自立訓練（機能訓練・生活訓練） 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。 ③就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び

<p>能力の向上の向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>④就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型） 一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。</p>	
事務事業名	就労継続支援（A型）事業の充実
平成19年度 予 算 額	介護給付・訓練等給付費445,462百万円の内数 (補助割合：[国1/2] [都道府県1/4] [市町村1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：雇用契約に基づく就労が可能な者に対し、就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図る。	
事務事業名	工賃倍増計画支援事業
平成19年度 予 算 額	500百万円（補助割合：[国1/2] [都道府県1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：障害福祉サービスを提供する事業所における障害者の工賃が低く、障害者が自立して生活するためには工賃を引き上げる必要があるため、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた計画（「工賃倍増計画」）を策定し、同計画に基づき都道府県が実施する事業に対して支援を行い、もって障害者が地域で自立して生活することを支援する。	
事務事業名	目標工賃達成加算
平成19年度 予 算 額	介護給付・訓練等給付費445,462百万円の内数（補助割合：[国1/2] [都道府県1/4] [市町村1/4]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：指定就労継続支援B型事業所において、前年度の平均工賃額が前々年度の平均工賃額を超えている等一定の条件を満たす場合、所定単位数を加算する。 なお、指定就労継続支援B型事業とは、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対し、就労の機会や雇用契約を結ばない生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を実施するものである。	

<b>個別目標3</b>						
サービスの円滑な利用や社会参加を支援するための体制を整備すること						
<b>個別目標に係る指標</b>						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	コミュニケーション支援事業実施市町村数 (単位:市町村) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	1,117 【—】	1,414 (速報値) 【126.6%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室調べによるが、平成19年度の数值は平成20年1月時点の速報値である。また、本事業は、障害者自立支援法の施行に伴い創設されたため、平成17年度以前の数值は記載できない。						
<b>個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)</b>						
意志疎通を図ることに支障がある障害者等にとって、円滑に社会参加やサービス利用を行うために、コミュニケーション手段を確保することは重要な課題であり、障害者自立支援法において地域生活支援事業の一つとして法定化されたコミュニケーション支援事業は、手話通訳者の派遣等を行うことにより、障害者等のコミュニケーション手段を確保するものとして有効である。						
平成19年度は、1,414市町村(速報値)において実施されており、前年度以上という目標を達成した。						
事業開始2年目であるが、地域の障害者の実状やニーズに即したコミュニケーション支援事業が実施されており、障害者にとって最も身近な存在である市町村により、事業の実施体制の整備が効率的に進められていると評価できる。						
<b>施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要</b>						
事務事業名	コミュニケーション支援事業					
平成19年度 予算額	地域生活支援事業費40,000百万円の内数 ・市町村が実施する場合(補助割合:[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]) ・都道府県が実施する場合(補助割合:[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。					
事務事業名	相談支援事業					
平成19年度 予算額	地域生活支援事業費40,000百万円の内数 ・市町村が実施する場合(補助割合:[国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]) ・都道府県が実施する場合(補助割合:[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、情報提供等の便宜の供与や、権利擁護のための必要な援助を行う。					

<b>個別目標 4</b>					
自立を支援する医療体制を整備すること					
<b>個別目標に係る指標</b>					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 精神科救急医療センター事業実施 都道府県・指定都市数(単位:都 道府県・指定都市) (前年度以上/毎年度)	—	—	1 【—】	6 【600.0%】	11 【183.3%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、障害保健福祉部精神・障害保健課調べによるものであり、事業が実施された平成17年度からのものである。					
<b>参考指標</b>					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 精神科救急医療センター事業の予 算額(単位:百万円)	—	—	130	194	260
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、障害保健福祉部精神・障害保健課調べによるものであり、事業が実施された平成17年度からのものである。					
<b>個別目標4に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)</b>					
<p>これまで精神科急性期患者に対する支援体制の整備は充分ではなかったが、都道府県・指定都市による「精神科救急医療センター事業」の実施により、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応する中核的なセンター機能をもつ精神科救急医療体制が強化され、地域で生活する患者への適切な医療の提供が可能となる。</p> <p>本事業を実施している都道府県・指定都市の総数はまだ多くはないが、着実に増加しており、個別目標の達成に向けて進展していると評価できる。</p> <p>平成19年度は、前年度に対して5箇所増となっており、2年連続で「前年度以上」との目標は達成し、中核的なセンター機能をもつ精神科救急医療センターの整備が全国的に進展しつつあり、精神科救急医療体制の構築に一定程度の役割を果たしていると評価できる。</p> <p>また、自立支援医療は、原則として一割の自己負担となるまで公費を支給することとし、さらに、低所得者層の方等に対しては、負担軽減措置を行っており、適切な医療の提供が可能となっている。</p>					
<b>施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要</b>					
事務事業名 : 精神科救急医療センター事業					
平成19年度 260百万円(補助割合:[国1/2][都道府県・指定都市1/2])					
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要: 幻覚・妄想・昏迷・興奮など激しい症状を呈する統合失調症の急性期、急性精神病や錯乱状態等の患者を24時間診療体制で受け入れることができる精神科救急医療センターを整備することにより、患者の受け入れ態勢の強化を図り、24時間、365日緊急受診者の受け入れを行い、個室での手厚い医療の提供により、患者の早期退院及び病床の減少を図る。					
事務事業名 : 自立支援医療費の支給					
平成19年度 131,315百万円					
予 算 額 : 精神通院医療(負担割合:[国1/2][都道府県・指定都市1/2]) 更生医療(負担割合:[国1/2][都道府県1/4][市区町村1/4]) 育成医療(負担割合:[国1/2][都道府県・指定都市・中核市1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人					

その他 ( )

概要：以下に記載する精神通院医療、更生医療及び育成医療に係る医療費の一部を自立支援医療費として支給を行う。

①精神通院医療

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要するものに対し行う必要な通院医療

②更生医療

身体障害者福祉法第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し行うその障害の除去・軽減に必要な医療

③育成医療

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し行うその障害の除去・軽減に必要な医療

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標 1	目標達成率 ー%
指標 2	目標達成率 ー%
指標 3	目標達成率 ー%
指標 4	目標達成率 ー%
(目標達成率を算定できない場合、その理由)	
指標 1、2 及び 3 は、平成 19 年度の数值は今後集計予定であるため。 指標 4 は、目標の達成時期が平成 23 年度であるため。	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i	施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
ii	施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか 1 つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討（該当する場合に○）
(理由)	
個別目標 1 については、自立支援法に基づき、地域の実情を踏まえた障害福祉計画に基づきサービスの基盤整備が進んでいると評価できることから、引き続き施策目標として継続していく。	
個別目標 2 については、工賃倍増 5 か年計画に基づき実施する事業に対して支援を行う工賃倍増計画支援事業の実施などにより、今後着実に効果が現れてくると考えられており、引き続き、施策目標として実施することとする。	
個別目標 3 については、障害者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業において、コミュニケーション支援等の様々な支援を行っており、市町村における事業の実施体制整備が着実に進んでいると評価できるため、引き続き施策目標として継続する。	
個別目標 4 については、精神科救急医療センターの整備が着実に増加しており、現行の事業が有効に機能していると評価できるため、施策目標として実施することとし、なお一層の整備を図ることとする。	
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）	
(施策目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)	
施策目標等について、より一層具体的な評価が行えるよう、適切な指標がないか検討を行う。	

## 6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
○障害者自立支援法に対する附帯決議（平成 17 年 10 月 13 日、第 163 回国会参議院厚生労働委員会） ・「附則第 3 条第 3 項に規定する検討については、就労の支援を含め、障害者の生活の安定を図ることを目的とし、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて、障害者の所得の確保に係る施策の在り方の検討を速やかに開始し、3 年以内にその結論を得ること。」等
②各種政府決定との関係及び遵守状況
○第 169 回国会における福田総理大臣施政方針演説（平成 20 年 1 月 18 日） ・「障害者自立支援については、お年寄りや障害者の立場に立ったきめ細かな対応を行ってまいります。」
○成長力底上げ戦略（基本構想）（平成 19 年 2 月 15 日成長力底上げ戦略構想チーム） ・「工賃倍増 5 か年計画」による福祉的就労の底上げ

授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、『「福祉から雇用へ」推進５か年計画』の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。

- ①「工賃倍増５か年計画」を全国で策定、推進
  - ・平成１９年度中にすべての都道府県において「工賃倍増５か年計画」を策定。関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、５年間で平均工賃の倍増を目指す。
- ②企業的な経営手法の活用
  - ・民間企業の有するノウハウや技術を積極的に活用。このため、コンサルタントの派遣、企業ＯＢの紹介・あっせん等により、商品開発や市場開拓、障害者が能力を発揮でき作業効率の向上につながる職場環境の改善等を推進。
- ③工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置
  - ・障害者雇用促進法による、障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みについて、対象となる福祉施設の範囲を拡大して運用し、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む福祉施設への仕事の発注を奨励。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。

④会計検査院による指摘  
なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。

#### 7. 本評価書に関連する他の実績評価書

Ⅳ－３－１ 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること